

2022年3月28日

やはり早期の紛争解決のための新たな訴訟類型があってもよいのでは

[三好内外国特許事務所](#)

弁理士 [高橋俊一](#)



昨年末の12月に、株式会社アスタリスクとユニクロを展開するファーストリテイリングとの特許侵害訴訟の和解が成立したとの記事が出た。ITスタートアップ企業であるアスタリスクが果敢にもグローバル大企業であるファーストリテイリングに挑んでいた事件だったことから注目されていた。それまでの経緯では、両社とも一歩も引かない構えであり、特に、ファーストリテイリングは豊富な資金力を背景に最終判決まで持ち込むような勢いだった、と見られていたことから、和解の報道は多少肩透かしの感であった。ただ、一方のアスタリスクからすると、訴訟のための膨大な費用が大変な重荷だったことから、終わって良かったということだろう。

年が明けて、「グーグルのSonosへの敗訴で大手テック企業による知的財産権侵害問題が明らかに」と題する米国発のコラムを目にする機会があった。このコラムは、オーディオ技術に関して、SonosというGoogleに比べて極めて小規模の会社が米国巨大テクノロジー企業であるGoogleを訴え、勝訴した事件を取り上げたものである。そして、巨大テクノロジー企業が、豊富な資金力を背景に、競合他社から知的財産権を買うあるいはライセンス契約するよりも盗用することに利益を見出し、これまで対抗する資金力や法的な武器を持たない小規模な競合他社を自由に餌食にしてきたということが述べられている。最後に、米国政府は、巨大テクノロジー企業による法律改正に反対のロビー活動がある中でも、改善のために必要な対応を採るべきである、と締め括っている。

関連するコラムを探したところ、昨年11月に、「ビッグテックはビジネスが苦手なのか？中小の知的財産権を侵害する大手」と題するやはり米国発のコラムがあった。このコラムも、SonosとGoogleとの特許侵害訴訟を取り上げ、この事件は一例にすぎず、米国の巨大テクノロジー企業による知的財産権の盗用がレアケースではないこと、そして、これまで餌食にされてきた小規模な競合他社は、これからは黙っておらず反撃に転じつつあることが述べられている。

偶然にも立て続けに発表された上記の記事とコラムから何が言いたいかというと、資

金力のある大企業が資金力のない中小企業、ベンチャー企業から特許訴訟を仕掛けられた場合、特許訴訟戦略として、訴訟を長引かせ、相手を資金不足による訴訟継続困難な状況に追い込むという手段が、米国だけかもしれないが、普通に存在し得るということである。よく考えれば当然のことのようではあるが、改めて言われると、これでよいのだろうか、という思いが湧いてくる。

昨今、国は、中小企業、ベンチャー企業の発展・育成を積極的に進めている。特許庁では、中小企業、ベンチャー企業が主体となるオープンイノベーションを促進するため、中小企業、ベンチャー企業に対して料金・手数料の軽減に見られるように知的財産権の取得を支援し、取得した知的財産権の活用による企業発展を指導している。そのような流れの中で知財訴訟制度の不断の見直しを掲げており、具体的な検討項目の一つにドイツ等で既に採用されている「二段階訴訟制度」があり、昨年度の産業構造審議会の特許制度小委員会で検討がなされた。

「二段階訴訟制度」は、特許侵害訴訟の進め方を二段階とするものである。第一段階として、特許の有効性と侵害の事実について判決を確定させる。その後、第二段階として、当事者が損害額について合意できない場合のみ、改めて損害支払い訴訟を提起するというものである。このような「二段階訴訟制度」によれば、現行の侵害の有無を審理した後の損害額の審理（二段階審理方式）を経ることなく、逸早く差し止め請求の認容判決を得ることが期待される。

現在の訴訟手続きでは、早期に差し止めを実現するために差し止め仮処分の申立をするのが一般的である。しかし、仮処分が認められた場合には必ずしも低額ではない担保金を供託する必要があるが、「二段階訴訟制度」によれば、担保金は不要である。このようなことから、「二段階訴訟制度」によれば、前述したアスタリスクとファーストリテイリングとの特許侵害訴訟の場合、アスタリスクが逸早く差し止めを行使できた可能性があり、資金不足という重大な問題を抱え込むこともなかったかもしれない。因みに、2015年の一般社団法人知的財産研究所による「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究報告書」におけるアンケート調査では、権利行使する場合の判断材料のトップに、「紛争解決に関するコスト」を大企業、中小企業が共に挙げている。やはり、知財訴訟を継続するためには、相当の費用が必要ということである。

なお、「二段階訴訟制度」によれば、被疑侵害者側にとっても、謂れ無き訴訟を早期に解決できるという大きなメリットがあるはずである。

ただ、特許制度小委員会における検討では、「二段階訴訟制度」のような制度導入には賛否両論があり、「今後、実務の動向を踏まえ、具体的なニーズが高まった時期に改めて検討するのが適当である。」との結論に留まった。<*>その結果、「二段階訴訟制度」については、今年度の特許制度小委員会における検討項目には入っていない。

しかし、アスタリスクとファーストリテイリングとの特許侵害訴訟のような費用負担

の少ない迅速な差止めが望まれる事件が出て来ていることからすると、同様の事件が発生して具体的なニーズが高まるのを待つのではなく、中小企業、ベンチャー企業が主体となるオープンイノベーションの促進を実現するための法環境整備の観点から、終局判決の形で迅速に差止を得る途として「二段階訴訟制度」のような訴訟類型の検討を再開すべきではないか。

〈*〉 特許制度小委員会における検討においては、現行の民事訴訟法の中間判決の仕組みを活用する方法も検討された。すなわち、差止請求については侵害論が終わった段階で終局判決を出し、損害賠償請求については侵害論についての中間判決を出して弁論を事実上止めるというものである。しかし、中間判決が上級審で覆った場合、当該中間判決を出した裁判所が当該中間判決に拘束されることで不効率が生じる可能性がある等の意見が出され、採用されなかった。